

# 令和 6 年度

## 埼玉県任期付職員採用選考（職業訓練指導員） 受 験 案 内【第 2 次 募 集】

埼玉県では、高等技術専門校において職業訓練指導業務を行う任期付職員を次のとおり募集します。

### 1 職種・採用形態等

- (1) 職 種 職業訓練指導員
- (2) 採用形態 任期付職員
- (3) 採用職位 技師又は主任
- (4) 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
  - ※ 既に職業訓練指導員免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和 7 年 4 月 1 日以前に採用される場合があり、その場合の任期は採用日から 2 年間です。
  - ※ 任期は、採用の日から 5 年間を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

### 2 採用予定免許区分・採用予定人数・採用予定課所

採用予定職業訓練指導員 免許区分	採用予定人数	採用予定課所
塑性加工科若しくは溶接科 又は構造物鉄工科	1 人	県内の高等技術専門校 <所在地>川越市、春日部市

※ 採用予定人数は、欠員の状況等により変更になる可能性があります。

### 3 業務内容

埼玉県のものづくり分野等で活躍する優れた人材を育成するために、高等技術専門校の訓練科において、職業訓練指導業務に従事します。

また、訓練生に対する生活指導や就職指導なども行います。

採用予定職業訓練指導員 免許区分	訓 練 内 容
塑性加工科若しくは溶接科 又は構造物鉄工科	C A D による板金展開図、板取り、曲げ、組立や手溶接、炭酸ガスアーク溶接、ステンレスやアルミニウム等を溶接する T I G 溶接作業、コンピュータシステム（C A D / C A M）による精密板金機器及び溶接ロボットの操作の基礎に関する技術、技能及び関連知識を習得させる。

#### 4 受験資格

次の(1)～(4)の全てに該当する人

- (1) 国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項等に該当しない人（以下はその内容です。）
  - ・禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用時に埼玉県の一般職の職員でない人
- (4) 下表の応募要件を満たす人

採用予定職業訓練指導員 免許区分	応 募 要 件
塑性加工科若しくは溶接科又は構造物鉄工科	<p>次の要件をともに満たす人</p> <p>① 職業訓練指導員免許（塑性加工科若しくは溶接科又は構造物鉄工科）を有する人又は令和7年3月31日までに同免許を取得見込みの人</p> <p>② 訓練科目に関して企業や指導現場等で設計や加工等の実務経験を有する人</p>

(注) 職業訓練指導員免許取得資格について

免許証の交付申請は都道府県知事に対して行います。交付を受けることができる主なものは次のとおりです。

1. 職業能力開発総合大学校の所定の課程の修了者（ただし、短期養成課程修了の場合は、適切に指導する能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者）
2. 都道府県の実施する職業訓練指導員試験の合格者
3. 免許職種に関する1級又は単一等級の技能検定合格者で、厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了者
4. 厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。）において、免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者

\* 厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）は、埼玉県では埼玉県職業能力開発協会で実施しています。受講資格、受講申請の受付期間等の詳細については同協会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】：埼玉県職業能力開発協会総務課（電話 048-829-2803）

5. 免許職種に関する学科を修めた者で、高等学校教員普通免許（工業、工業実習、農業、水

産、商業、家庭、情報等)を有する者

\* 免許職種に関する学科についての詳細は各都道府県課【埼玉県の場合：埼玉県産業人材育成課（電話 048-830-4598）】にお問い合わせください。

- (5) 令和6年度の「埼玉県職員採用選考（職業訓練指導員）」の募集（受付期間：令和6年6月7日（金）～7月29日（月））に係る任命権者選考（令和6年8月4日（日）：塑性加工科若しくは溶接科又は構造物鉄工科）を受験していない人。

## 5 申込手続

### (1) 応募書類

ア 本県所定の履歴書（様式1）

イ 令和6年度埼玉県任期付職員採用選考（職業訓練指導員）申込書（様式2）

ウ 令和6年度埼玉県任期付職員採用選考（職業訓練指導員）論文（様式3）

エ 様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の写し

※ 面接選考時に免許・資格等を証明する書類の原本を確認させていただきます。

※ 応募書類は返却しません。また、採用に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 履歴書（様式1）はA3サイズで使用してください。

※ 様式は以下のURLからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/6ninkitukisidouin2ji.html>

### (2) 申込方法

原則、電子申請システムによりお申込みください。

以下のURLから申込フォームにアクセスして、必要事項を入力してください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=80584](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80584)

ただし、電子申請による申込ができない場合に限り、郵送又は持参による申込を受け付けます。

応募書類を埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当（県庁本庁舎4階東側）まで直接持参するか、簡易書留で郵送してください。封筒の表には「任期付職員採用選考申込書」と朱書してください。

なお、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

郵送先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当

- (3) 申込受付期間 令和6年10月9日（水）午前9時～ 令和6年11月11日（月）午後5時

\* 郵送の場合 令和6年11月11日（月）必着

\* 直接持参の場合 受付時間 午前9時～午後5時

（土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。）

## 6 採用選考

応募書類と面接により選考を行います。

- ① 期日・場所・合格発表

面接期日	場 所	合 格 発 表
令和6年11月17日（日） ※時間・場所の詳細は 別途案内します。	さいたま市内 （埼玉県庁周 辺を予定）	おおむね1か月以内に、受験者全員に郵送で合否を通知します。※通知が届かない場合は「11 問い合わせ先」まで御連絡ください。

注1 選考の際には、様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の原本を必ず持参してください。

また、公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

## ② 方法及び内容

選 考	内 容
書類選考	職務経験及び所持する資格等について、応募書類による選考を行います。
面接選考	人物及び専門的知識等について、個別面接による選考を行います。

注1 応募者多数の場合は、書類選考の合格者に対してのみ面接選考を行います。受付期間後7日以内に、応募者全員に合否を通知します。

## 7 合格から採用まで

- (1) 原則として、令和7年4月1日に採用されます。  
※ 既に職業訓練指導員免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和7年4月1日以前に採用される場合があります。
- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。補欠合格者については、選考結果の通知に記載してお知らせします。
- (3) 合格発表後、身体検査を実施します。（補欠合格者については、採用される場合に限り、身体検査を実施します。）
- (4) 職業訓練指導員免許取得見込みの人は、採用時までには免許を取得できない場合は採用されません。

## 8 給 与

給与は、「職員の給与に関する条例」に基づき、職務経験等を勘案して決定します。

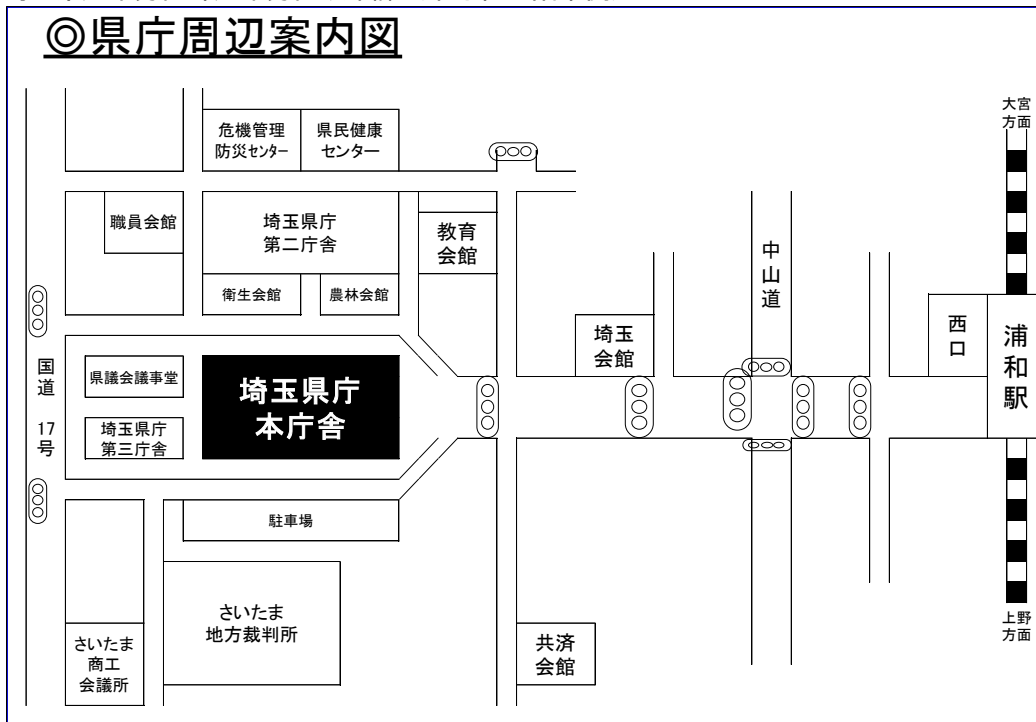
また、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

## 9 勤務時間・休暇等

- (1) 勤務時間 原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分です。
- (2) 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- (3) 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- (4) 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

## 10 申込場所

埼玉県産業労働部産業労働政策課（本庁舎4階東側）



## 11 問い合わせ先

埼玉県産業労働部産業労働政策課 職員担当 植村、川村  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階東側）  
電話：048-830-3717 FAX：048-830-4818  
E-Mail：[a3710-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3710-03@pref.saitama.lg.jp)